



Title	中井履軒『均田茅議』にみえる均田政策
Author(s)	福田, 一也
Citation	懐徳堂研究. 2015, 6, p. 13-29
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/56444
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中井履軒『均田茅議』にみえる均田政策

福田 一也

一、緒言

大阪大学懐徳堂文庫に、「入徳門聯」という一対の聯が伝えられている⁽¹⁾。大阪の官許学問所であった懐徳堂の遺物で、講堂へと通ずる中門の左右に掲げられていたものである。そこには、「力學以修己」・「立言以治人」の各五文字が白書されている。「力學以修己（學に力めて以て己を修む）」とは、学問による自己修養をいい、「立言以治人（言を立てて以て人を治む）」とは、言説を立てて他者を統治することをいう。すなわち、まず学問によつて自己修養を行い、それを基に有用な言説を立てて社会に資すること、これが懐徳堂の基本理念であった。これを書した懐徳堂の第四代学主中井竹山は、その言葉に違わず『草茅危言』などの経世の書（世を^{おと}経める書）

を著し、当時の社会に対して様々な提言を行っている。

竹山と並んで懐徳堂の全盛時代を築いたのが、竹山の二歳下の弟、中井履軒である。社交的な兄とは異なり、履軒はあまり人との交流を好まなかったという⁽²⁾。しかしながら、履軒もまた当時の社会に対して様々な提言を行っており、その一つに『均田茅議』と題する田地政策論がある。「均田」とは田地を均一化する、いわゆる均田制であり、「茅議」とは草むらの議論で、この書名には在野の士である履軒の提言という意が込められている。この他にも、履軒には当時の刑罰を論じた『恤刑茅議』、淀川の治水に関する『浚河茅議』、排仏の必要性を説いた『攘斥茅議』などの著作があり、さらに、理想的世界を夢物語に託して記した『華胥国物語』も履軒の経世論として知られている。世間との交わりを断ち、内なる学問の世界に籠もった隠者的な人物と捉えられがちな

履軒だが、彼もやはり、懷徳堂の基本理念である「力學以修己」を通じて「立言以治人」を実践した一人であった。

筆者は、拙稿「『列子』華胥国説話と中井履軒『華胥国物語』」（『懷徳堂研究』第四号、二〇一三年）において、『華胥国物語』にみえる均田制について言及したことがある。本物語で履軒は、新米領主の黄子梁に託して数々の行政改革を断行し、多大な成功をおさめる様を描いているが、その方策の一つがこの均田制である。ただし、『華胥国物語』は物語としての性格が強いため、ここで示される均田制はやや簡略な記述となっている。履軒には、他に均田制の専論である前掲の『均田茅議』があり、ここでは本政策に関するより詳細な叙述がなされている。本稿では、履軒の経世論を窺う一環として、この『均田茅議』に焦点を当て、考察を試みることにしたい。

二、履軒の均田制に関する先行研究

内容の検討に先立ち、中井履軒の均田制に関する先行研究について概観しておこう。

田辺元生氏は、経済思想の観点から『華胥国物語』の均田制に着目し、次のような指摘を行っている。

「いたら富めるものあるゆゑにこそ、いたら貧きもいできにけれ」（華胥国物語）と言ふごとく、人民の貧困は一部階級に富が集中することからおこると考へ、貧富調節の必要を思ふたのである。（田辺元生「懷徳堂学派の経済思想」³⁾

民の貧困は、一部の階級に富が集中すること起因し、そうした貧富の格差を調節すべく考案されたのが均田制であるという。また、宮本又次氏は、当時の大地主と小作農の関係に着目して、以下のように述べる。

一方では田地を兼併した大地主があり、他方には田地を少しも持たない小作農があるという土地所有の不均衡を是正して、田地を均分して貧富の差をなくすべきであると主張している。（宮本又次『町人社会の学芸と懷徳堂』⁴⁾

宮本氏は、土地所有の不均衡を生じている大地主と小作農の格差是正の方策として、履軒の均田制を捉える。後述の如く、履軒の提唱する均田制は、田地を所有しない小作農の貧困救済に端を発する政策である。したがっ

て、農民の格差は正に着目する二者の論考は、履軒の均田政策の重要な目的の一つを正確に捉えているといえる。しかしながら、履軒が求めたものは、単なる経済的な救済にとどまるものではなかった。本論でも述べるように、履軒が提示する均田制は、民の「心」にも大きく作用する思想性を備えた施策でもある。

その「心」の面に着目して履軒の均田制に言及したのが野村真紀氏である。野村氏は、官吏の「争闘」（出世競争）の風習について、履軒はその改革の必要性を感じていたとし、さらに、そうした「争闘」の風潮は商人の世界にも存在していたとして、次のように述べる。

履軒が「争闘」の風習を見出すのは、官吏の世界に限られない。大坂の「商賈」たちの「争闘」の風は、日増しに激化する一方だった。（中略）豊かな町人は、虚栄心の満足を求めて「奢侈」に走った。このような「外見を競いあう風潮を、履軒は苦々しく観察している。（中略）虚栄心は、自らの富を「人目に供する」ことで初めて満たされる。同様に「争闘」も、他人との関係性に起因する。履軒は「争闘」の風が激化する原因を、他人を「うらやむ心」にあると考えた。

（野村真紀「通人」からのユートピア

— 「華胥国王」・中井履軒の思想—）⁵⁾

官吏の世界だけでなく、大阪の商人（町人）の世界にも「争闘」の風習は蔓延しており、履軒はその原因を他人を「うらやむ心」にあると考えていたと野村氏は指摘する。ここで野村氏が着目する「うらやむ心」とは、『華胥国物語』で均田制を説く部分にみえる「うらやむ心のなきこそ、まことにたのしみなれ」という語に基づく。そして、「うらやむ心」のない。従って「あらそひ」も存在しない世界を、履軒は理想と考えた。それが「華胥国」である（前掲論文）と氏は論じている。

野村氏が指摘するように、均田制には「うらやむ心」を抑制する効果もあると履軒は考えていた。また商人の街大坂に生きる履軒は、確かに日々彼らの奢侈な生活を目の当たりにしていたことであろう。ただし、均田制はあくまでも農民を対象とする施策であり、官吏や商人の「争闘」の風潮と連続させて捉える野村氏の所論には、やや飛躍がある。ここで履軒が述べる「うらやむ心」とは、民（農民）のそれであり、そこに履軒が注目する理由については、やはり当時の農民生活との関連で考える必要があるだろう。

前述の如く、『華胥国物語』は、履軒の理想とする国家像を物語形式で記しているため、均田制に関する論述はやや簡略である。そこで本稿では、まず均田制の専論である『均田茅議』について分析を加え、その後、『華胥国物語』との比較考察を行う。そして、履軒が提唱する均田制の内容を明らかにした上で、本制度に込められた思想的側面についても考察を試みることにしたい。

なお、テキストについては、大阪大学懷徳堂文庫所蔵の履軒手稿本『華胥国物語』、及び同文庫『四茅議』所収の『均田茅議』を使用することとする。

三、『均田茅議』の内容分析

本節では、『均田茅議』で示される均田制の内容及びその実施方法について、履軒の叙述に沿って分析を行うこととする。

①貧民の実情とその解決手段

よにいたましきものは、まどしき民の賃佃てふわざなりや。おのれ田なくて、豪民の田をかりて田つくる。たとへば數段の田に米六斛おひ出づれば、三斛

はおほやけにたてまつり、二斛は田主へおさむ。おのが家に残るは、はづか一斛はかんなるべし。人功はさらにもいはず、糞壅農器の費にだもたらぬ程なり。か、れば早苗とるよりかりおさめすりあぐるまで、夜晝汗を流したるは、そも何事をなしゑたるぞ。はづかに其諸に麥を植るのみぞ、おのが徳にはなりけめ。およそは年貢をふたかたに出すにぞありける。

本篇の冒頭において履軒は、「よにいたましきものは、まどしき民の賃佃てふわざなりや」と、この世の中で「賃佃」ほど哀れなものはないと嘆いている。自分の田地を所有せず、豪民などから田を借りて耕作する「賃佃」は、たとえ米六斛の収穫があったとしても、三斛は公への年貢、二斛は賃田費に消え、己の収入はわずか一斛となる。そしてその一斛でさえも肥料や農具などの調達に十分ではなく、米以外に植えた麦などがやつと自分の収入となるにすぎないからである。「か、れば早苗とるよりかりおさめすりあぐるまで、夜晝汗を流したるは、そも何事をなしゑたるぞ」という言葉には、民の窮状を思う履軒の心情がよく表れている。

このように民が困窮するのは、「年貢をふたかたに出す」ことに起因すると履軒は分析する。つまり、公への

年貢のほかは田主への小作料をも納めることが貧困の要因であると、履軒は指摘するのである。

次に少しの田を持たるものが、それを質したる。年々に利息をはらひやるのみにて、取かへすことなんいかたきわざなりや。これも年貢をふたかたに出すにこそ。とにもかくにも、民みなおのが田をつくりて、年貢をたゞ一かたに出すやうにぞあらまほしき。それは均田の法にまさることあらじとぞおもふ。

続けて履軒は、少しの田を所有するものの、それを質にしている貧民にも言及する。「年々に利息をはらひやるのみにて、取かへすことなんいかたきわざなりや」とあるように、利息に追われるこうした民も、決して田そのものを取り返すには至らず、実質的には田を所有しないに等しい。そしてこの場合も年貢と利息の双方を納めることとなり、「賃佃」の民と同様、かかる苦境から抜け出せる見込みは極めて薄いのである。

以上が貧農に対する履軒の現状認識である。田主に賃田料を納めたり、質とした田の利息に追われたりと、貧農は公の年貢以外にも多大な出費を余儀なくされていた。まさにこれこそが貧困の元凶であり、これを解決す

るには皆が田地を所有して、「年貢をたゞ一かたに出す」ようにすべきだと履軒は考える。その最良の方策が、「均田の法」であった。

②均田制の実施方法

履軒は、均田制への移行過程について順を追って説明を加える。その流れを以下の(A)～(E)に分けて検討してみよう。

(A) 田地の所有制限

其法まづはじめに令を出して、民一戸に田一町の限を立て、力あらばかひねとす、む。さて今まで持來れる田の限に過ぎたるは其まゝ、にすておき、たゞ今よりは限を過度に買ことをゆるさず。

まず最初に民一戸につき田一町という法令を發布し、田地の所有に制限を設ける。所有する田が一町未満で経済的に余力がある者には、一町まで購入するよう勧める。また、すでに一町以上を所有する者はそのままにしておき、以後、それ以上の購入は禁止する。

このように履軒は、均田制への第一歩として田地の所有制限を提唱する。だが、決して既得の所有地を召し上

げるなどの強制措置はとらない。新たな基準を設ける一方で、既存のものはそのまま認めておき、以後、時間をかけて理想に近づけるといった緩やかな改革を提示している。

(B) 公田の設置

か、れば賣田は多くて買人はすくなかるべし。その時おほやけよりしろを出して、時の價に隨ひて買べし。是を公田と名付て、かの賃佃とし民を募てつぐらしむ、中にもすぐれて貧しき者をゑらぶべし。

先の法令が施行されると、売田は増加し買い手は減少すると履軒は予測する。一町以上の田地を所有する富裕民の追加購入が制限されるため、買い手が減って売田が供給過剰になると考えたのであろう。この時、公が時佃で売田を買い上げて公田とする。そして「賃佃」の民から耕作者を募集するが、中でも特に貧しい民を選んで耕作を行わせるよう履軒は申し添えている。

ここで履軒は、所有制限の結果として売田の増加と買い手の減少が自然の理の如く進行すると説くが、果たしてそのようにうまくいくであろうか。すでに一町以上の

田を所有する富裕民は、追加購入が禁止されれば少なくとも既得地は保持しようとし、売田は逆に減少することでも十分考えられる。また、たとえ売田が増えたとしても、それを買い上げる財源はどのように確保するのかといった問題も生ずるであろう。こうした疑念は依然残るものの、一応先の履軒の推定に従って、以下の内容をみていくことにしよう。

(C) 公田の運営法

年貢作徳のかたは、まづ今までのかたに定むべし。こゝにて恵をたれて軽く定めなば、民の惰の本にもなるべし。また輕ければ田つくらぬ者がうけ持て、又賃佃する貧民を苦しむる弊あるべし。かれ重きをなげかば、収納の時よきほどの赦免をすべし。

公田の設置とその耕作者に言及した後、履軒は公田の運営方法について記す。年貢・作徳は従来通りとし、特に年貢削減などの救済措置は行わない。してみれば、公田の耕作者となった貧民の生活はすぐには改善されないわけだが、履軒はその理由を二点挙げる。一点目は、安易な施しが「民の惰の本」となる危険性である。確かに

公田の運用は貧民の救済を目的とするが、恩情をかけて年貢を軽減すれば、民はそれに安心して怠惰に陥る恐れがあるからである。二点目は、耕作に従事しない富裕民が営利目的で公田を借り受け、過酷な労働条件で貧民を酷使するという危険性である。ただし、どうしても負担が重い場合は、「収納の時よきほどの赦免をすべし」と、年貢の収納時に個々の状況に応じて適度な赦免を行うことは容認されている。

(D) 公田の収米の管理法

さてこの公田の収米をその村の長につかさどらせ、はづかの利息もて出納さすべし。初の種は公よりしる出して買ことなれども、大なる費にもあらず。後々はかの収米多くなりて、それに利息の米をあはせて、年々買こといとやすし。

続けて述べられるのは、公田の収米の管理法である。公田より得た収米は、各村の村長に管理させ、低利息で出納するなどして運用を行う。公田の種は、初めは公が費用を負担するが、さしたる出費ではなく、今後の収米の増加と先の利息とで、年々購入は容易になるといふ。ここで注目されるのは、公田の収米を公の収入とはせ

ず、各村の収益として運用させている点である。最初は公が種の購入費用を負担するなどして協力するが、以後は各村の運用に委ね、その利益もおそらくは各村が享受するものと思われる。公はあくまでも補助的役割に徹し、可能な限り各地域が改革の主体となることを履軒は構想している。

(E) 土地の再分配と均田制の大勢の確立

かの田多くもたる者、弟あればわかつ、子多ければわかつ。このわかつ田も限を過べからず。其外親戚奴隷にわかつこともあるべし。あるは産おとろへてうるもあるべし。買人なくば皆公田となる。民の産すべて盛衰あるものなり。衰の時、田を減じ、盛の時に田をまさず。かくするほどに十年ばかりには、均田の勢大かた成就すべし。なを残りたる所ありとも、其勢すでになれば、たゞ年月を待のみ。

ここで履軒は、さらなる土地の分配・分与について述べる。「かの田多くもたる者、弟あればわかつ、子多ければわかつ」とあるように、一町を超える所有地は、兄弟や子供などの近親者に分与し、さらには「其外親戚奴

隷にわかつこともあるべし」と、親戚や奴隷に分配することもあつてよいとする。そしてその場合も「このわかつ田も限を過べからず」と、一戸一町の規定は遵守させる。さらに、「あるは産おとろへてうるもあるべし。買人なくば皆公田となる」と、経済的理由から売りに出されて買手が無い田地は、これも公が購入して公田とする。また、民の家産には時によつて盛衰するので、衰時に田を減らし、盛時に増さないことでさらに均一化をはかる。こうして十年ほどで概ね一戸一町に田地は等分され、残りの土地も時間の問題になると履軒はいう。

このように、履軒は田地の均一化を一層促進させるため、親族などへの土地の分与を提唱しているが、この部分にもやや難点がある。もはや田地を追加購入できない大土地所有者に、子弟や親戚はともかく奴隷に対しても田地の分与を期待するのは、あまりにも無理があるのではなからうか。また、それが可能だったとしても、何の苦勞もせず田を獲得すれば、先に履軒が懸念していた「民の惰の本」となる恐れがあろう。ここでの履軒の議論はやや現実味に乏しいが、そこまでしても履軒には民の田地を均一にしなければならぬ深い理由があった。それについては後述することにした。

③均田制の確立と維持

かくなりて後、かの公田をひとつ／＼その賃佃せし貧民にわかちあたへて田主となす。年貢は新古平等にす。か、れば貧民たちまち富民となる也。この時あらためて令を出していふべきやうは、一戸一町の限を永く守るべし。田を質してこがねをかること禁制なり。もし多さらぬことあらば、おほやけにうりてその賃佃をせよ。もし犯者あらば田を没収すべし。質取たる者も咎あるべしと。

全ての民に一町の田が行き渡つた後、履軒は「かくなりて後、かの公田をひとつ／＼その賃佃せし貧民にわかちあたへて田主となす」といった一大改革を提言する。すなわち、これまで耕作してきた貧民に公田を賜与し、これを田主とするのである。自分の田を所有しない「賃佃」の民は、ここで田一町を所有する田主へと変貌する。当然、公田の賃貸料も以後は発生しなくなり、「か、れば貧民たちまち富民となる」わけである。ただし、「年貢は新古平等」とあるように、公への年貢はそのまま据え置くこととしている。履軒の改革はあくまでも「賃佃」の撲滅にあり、公の年貢に対する変革については、本篇

全体を通じても全く触れられることはない。

さらに履軒は、ここで改めて「一戸一町の限を永く守るべし」といった法令の通達を求める。これは一旦確立した均田制を、長く維持するための法令である。このほか「田を質してこがねをかること禁制なり」と、田を質とする借金も以後は禁止している。これも本篇冒頭で言及する田を質にして利息に苦しむ貧民を、再生産しないための措置と考えられる。ただし、どうしてもその必要がある場合は、田地を公に売って公田の賃佃をせよという。この法を犯して田を私的に売る者は田を没収し、またそれを質に取る者についても罪を科すなど厳格な処置を履軒は要求する。ここからは、均田制の確立はもとより、その維持についても多大な注意を払う履軒の慎重さが窺えよう。

此法をおこなふに、まことに民をあはれとおぼす君、上にまして、おなじ心にくけおこなふ吏しもにありて、いさ、かも黒き心なくば、いとやすかんめり。もしこのふたつのうちひとかたかけたらんは、かへりて民をそこなふ斧斤となるべし。あなかしこ、心よせ給ふな。

均田制確立とその維持には、民を哀れむ君主と心を一にする役人、双方の協力が必要であると履軒はいう。君主は田地の購入などの面で負担が大きく、また均田制が成就した後も、君主が獲得する年貢の総量は従来と変わりはない。まさに本制度の施行には、己の利益を度外視して民を思う君主の英断が必要となるのである。そして均田制を実施する役人にも、同様に民への深い同情心が求められる。法令を厳格に施行する一方で、先述の如く、民の負担が重すぎる場合は、個々の実情に照らして適切な赦免を行わなければならない。これも民の窮状を十分に理解する役人でなければ、到底つとまらない仕事である。民の生活を第一に考える君主とそれを実行する役人のどちらか一方が欠けると、「かへりて民をそこなふ斧斤となる」と履軒はいう。本制度は、前述の手順を経れば自動的に完成に向かうというのではなく、その達成には民に対する君主や役人の温情が不可欠な制度なのである。

④ **奢りや羨みの心の抑制**（本文の後に付加された「後語」に記載）
均田制に関する一通りの説明を終えた履軒は、本文の後に改めて「後語」と題した文章を作成し、次のように述べている。

か、るゆたけき御代にも、民のいとくまどしくなりて、妻子をすて流亡する者あるは、みな其身のおごりよりぞおこりける。いづかたにもいたりてとある民のあるを、そがすることをみならひて、さらぬ者もおのづから身の程をわすれつゝ、つるには世の風俗となるにぞ。人みなうちにくるしみて外をかざる。日にまし月に長じて、其はてぞしられぬや。もし民の貧富大かたにひとしくなり、いたりてとめるもなく、いたりてまどしきもあらずば、うらやむたねもなく、おごるきざしもおひず、永くたのしき世のさまとなりなまし。かの桃源のさかひもかくぞあるべき。そもこれは賃佃とはべちの病なれど、均田一段の薬にて、もろともによみかへるべき民にこそ。

このような豊かな世でさえ妻子を捨てて流亡する民がいるのは、その身の「おごり」より生ずると履軒は述べる。ここで念頭に置かれている民とは、先の貧困に喘ぐ貧民ではなく、一般の農民を指すであろう。どこの場合にも極めて裕福な民はいるが、一般の民も身の程を弁えずそれを真似し、富民の如く振る舞うことが世間の風俗となっているという。「人みなうちにくるしみて外をか

ざる。日にまし月に長じて、其はてぞしられぬや」と履軒が嘆くように、生活が苦しいにもかかわらず、人々は見栄を張り合つて外見を飾り、それは日増しにエスカレートして止まるところがない。その正体は、他者よりも自分をよく見せようという「おごり」の心にあると履軒は喝破する。

民にはこうした悪弊があり、すでに民の悪しき風俗と化していたが、これまで述べてきた均田の法は、この悪風を一掃する効果をも有すると履軒は説く。「もし民の貧富大かたにひとしくなり、いたりてとめるもなく、いたりてまどしきもあらずば、うらやむたねもなく、おごるきざしもおひず」とあるように、生活水準が同等となれば、他者を羨んだり、他者に見栄を張るといった心も起こらず、皆が自分の生活に満足して桃源郷のような「永くたのしき世」が実現するといふのである。こうした「おごり」の心による民の没落は、賃佃による貧困とは別種の弊害だが、履軒は「均田一段の薬にて、もろともによみかへるべき民にこそ」と、均田制はそのどちらにも効力を発揮する政策であると述べる。

均田政策が成就し、民の困窮が一旦は解消されたとしても、外見を飾り見栄を張る風潮に民が染まれば、余分な出費がかさんで再び貧農へと転落する恐れがある。均

田制の恩恵を末永く享受するには、こうした民の悪風をも改善しておく必要があった。履軒はこれを均田制によって解決しようとする。民の生活水準を均一化すれば、「おごり」や「うらやみ」の心も抑制されて、民の心も相互に均一化されるというのである。そして、これこそが履軒の目指す桃源郷であった。先に考察したように、履軒は一町という制限にかなりのこだわりをみせていた。一町以上はもとより一町未満も認めず、全ての民が一町の田地を過不足なく所有することを履軒は理想とする。それには均田制の確立によって、民の奢りの風をも一新しようという狙いが存在した。その意味で履軒の均田制は、民の風俗を正すといった思想的側面を有する政策でもある。履軒が民の田地の完全なる均一化を求める理由は、経済的な格差是正よりも、むしろこうした民衆の教化に力点を置いていたためと思われる。すなわち、履軒の提唱する均田制は、貧民救済を第一義とするものの、これを通して最終的には民の風俗をも一新しようとする民衆教化の方策でもあったのである^②。

四、『華胥国物語』にみえる均田制

本節では、『華胥国物語』の中で説かれる均田制について概観し、前節で検討した『均田茅議』との比較考察を試みたいと思う。

『華胥国物語』は、履軒が理想とする世界を物語調で記した経世書である。この中で履軒は、南柯郡の新太守である黄子梁という人物に託して、数々の行政改革を断行する。その政策の一つが、以下にみえる均田制である。

(あ) 田地の買収制限

守の世をつげるはじめより、民の田おほく買ことをかたく禁じける。いままでもたるはそのまゝにて、田もたぬものゝ、はじめて買は、一町をかざりとさだめつ。

父の死により太守の職を継いだ黄子梁は、初めに田を多く購入することを禁止する法令を發布する。既に所有している田はそのままとし、初めて購入する場合は一町までという制限を設けるのである。この部分は『均田茅議』②(A)に相当し、やや簡略ではあるが内容は基本

的に一致する。ただし、『均田茅議』のように田を質にする民への言及はみえない。

(い) 太守による田の買収と運営

されば田もちてうれぬなげきをつめるものは、守よりしるをあたへて買とりて、田もたぬものにかしてつくらせ、また買ものあればうりもしける。かのおほくもたるものも、あるは弟にわかち、あるはしぞくにあたへなどして、はたとせあまりがほどに、郡の内に田もたぬ民もなく、おほくもたるものもなくはて、いづかたもゆきわたりて、おなじつらなる竈の烟、おとりまさりなく、うらやむ心もなく、なげく袖もあらで、ひとつ心にたのしき世をわたりける。

続けて新太守は、上記の制限によって売れ残った田地を買い上げ、自分の田地を所有しない者に貸与して耕作させたり、或いは購入希望者がいた場合にはそれを販売するなどの施策を行う。この部分は『均田茅議』②(B)に相当し、「公田」などの語は見えないものの、内容は概ね一致する。この後、『均田茅議』②(C)(D)にみえる公田の運営法や収米の管理法については触れられる

ことはなく、次に示されるのは『均田茅議』②(E)に相当する田土地の再分与に関してである。「かのおほくもたるものも、あるは弟にわかち、あるはしぞくにあたへ」と、田を多く所有する者が弟や一族に田地を分与することによって、ますます一戸一町の田地が民に行き渡る様が描かれる。ただし、『均田茅議』のように「奴隸」への分与については記されず、また、民の家産の盛衰を利用した田地分割法についても言及されない。この点は、『均田茅議』とはやや異なりをみせている。

『均田茅議』とのより大きな違いは、「賃佃」の民を田主に変貌させるという『均田茅議』③に相当する記述が『華胥国物語』にはみえない点である。そのため『華胥国物語』では、君主や大土地所有者の善意によって無償で田地が民に分配されるかのような印象を受けるが、「田もたぬものにかしてつくらせ」とあるように、やはり履軒は無償でこれを与えることは考えていないようである。『華胥国物語』は物語形式で語られるため、その説明は『均田茅議』と比べると、大幅に簡略化されていることが多い。以上の差違も叙述形式の違いによるもので、両者は基本的に同一の内容を説くものと理解しておくのが妥当であろう。

こうして二十年ほどで郡内の民に田一町が行き渡り、

「おなじつらなる竈の烟、おとりまさりなく」と、民の生活水準が均等になった様が描かれる。『均田茅議』②（E）では、均田の大勢が確立する期間をおよそ十年と推定していた。ここではさらに十年を加算した二十年ほどで、均田制は完成を迎えたことになる。さらに田地の均等化は、「うらやむ心もなく、なげく袖もあらで」のように、他者を羨んだり己の境遇を嘆くといった心を抑止し、民は「ひとつ心にたのしき世をわたりける」ようになったという。以上の所論は、『均田茅議』④と関連するものである。

（う）「おごり」や「うらやみ」の心の抑制

げにもいたう富るものあるゆへにこそ、いたう貧きもいできにけれ。富のすぎたるは、奢のもとひなめり。おごるものあれば、うらやむものあり。かれをうらやめば、これをなげく。おごりのふりあれば、おごるものはとめるのみかは。貧しきかぎりも、ほどくみならひて、これをよの中のつとめと心えて、子をうりて身をかざるたくひ、よにおほかり。うらやむ心のなきこそ、まことのたのしみなれ。

富める民がいるからこそ、一方に貧しき民が生ずる。「富のすぎたるは、奢のもとひなめり」と、富の過剰こそが奢りの発生源であると履軒は指摘する。「おごるものあれば、うらやむものあり。かれをうらやめば、これをなげく」と、外見を飾って他者に奢る者がいれば、それを羨んで己の境遇を卑下する者も出てくる。ただし、奢る者が必ずしも裕福とは限らないと履軒は述べる。「おごりのふりあれば、おごるものはとめるのみかは」とあるように、見栄を張って奢る振りをするだけで、実際には貧しき民が多くいるというのである。「子をうりて身をかざるたくひ、よにおほかり」とあるように、履軒の認識によれば、当時、己を飾るために子を売り飛ばすことも決して少なくなかった。そこで履軒は、自分の身の程を弁えるべきことを説き、他者を羨むことなく皆が自分の生活に満足することが本当の楽しみであると論じる。¹⁰⁾

以上の所論は、『均田茅議』の末尾に「後語」として付された部分（『均田茅議』④部分）とほぼ同様の内容である。履軒は、均田制の施行法についてはかなり簡略に記していたが、この部分に関してはかなりの分量を割いて説明を加えている。履軒が均田制に求めた最大の効用は、こうした民に対する教化手段としての側面であったといえよう。

以上、『華胥国物語』中で説かれる均田制の内容との簡単な比較考察を行った。『華胥国物語』では、物語の中に均田制が組み込まれているため、『均田茅議』の所論に比べると非常に簡略な内容となっている。しかしながら、その内容は大筋において『均田茅議』と一致する。両者の比較を通して特に注目されるのは、『均田茅議』と同じく、『華胥国物語』においても「おごり」・「うらやみ」の心についてかなりの分量を割いて詳説されている点である。均田政策は貧民の経済救済策ではあるものの、履軒はそれを通して民全体の心を教化し、その風俗を一新することを考えていた。すなわち、これこそが均田制に込められた履軒の真の狙いであったといえる。

『均田茅議』や『華胥国物語』の成書時期はいずれも不明で、両書の先後関係についても詳らかではない。だが、以上の比較を通してわかるのは、『均田茅議』で語られる主要な内容は、簡略ながらも全て『華胥国物語』に含まれていることである。したがって、『華胥国物語』の執筆時には、『均田茅議』はすでに成書されていたか、或いは未完成であったとしても、その内容はすでに履軒の頭の中に構想されていたものと思われる。

五、履軒の均田制の特色

最後に、これまでの考察をまとめ、履軒の均田政策の特色について考察してみよう。履軒は、農民の中でも特に困窮を極める「賃佃」の民の窮状を哀れんだ。彼らは自分の田をもたないことにより、公の年貢以外にも多くの出費を余儀なくされ、貧困から抜け出すことが極めて困難となっていたからである。そこで履軒は、全ての民の田地保有を可能とすべく、「均田の法」を提示する。これは、民一戸につき田一町の所有を目指すものだが、決して田地を無償で賜与したり、年貢を軽減したりするなどの恩恵政策ではない。「恵をたれて軽く定めなば、民の情の本にもなるべし」とあったように、安易な施しは民の情性を助長すると履軒は考えていたためである。公の年貢に対しては従来の制度を踏襲しており、この部分に関する改革案はみられない。履軒の関心はあくまでも、公の年貢以外の出費をなくし、「賃佃」の民をこの世から一掃する点にあった。

均田制への移行期間として、履軒は十年から二十年といった比較的長い時間を想定している。まず一戸一町という法令を出して、大土地所有者のさらなる土地購入を

制限する。これによって供給過剰となった売田を公が買い上げて公田とし、先の「賃佃」の民に貸し与えて耕作させる。そして、大土地所有者に親族や奴隷への分与を勧めたり、民の家産の盛衰を見計らって売田を購入したりと、一戸一町という均一化をさらに推進する。これによつて一町の田地が全ての民に行き渡つたならば、そこで「賃佃」の民を田主にするといった一大改革を行い、ここに全ての民が一町の田を保有する理想的世界が実現されるのである。

もつとも、履軒が提示する均田制への移行過程には多くの難点も存在する。例えば、田の所有を一町に制限することで売田が増加すると履軒は予測するが、既に述べたように、この制限によつて逆に売田が減少することも十分考えられる。また、そのような状況下で、親族のみならず奴隷にさえも無償で田地の分与を期待するのはかなりの無理がある。さらに、最も大きな問題は公田の購入にあてる財源の確保である。公はその財源をどこから捻出すればよいのか。こうした制度の根幹に関わる部分について履軒は全く触れていない。この制度には民を哀れと思う君主が不可欠と履軒は述べるが、そうした民に対する慈しみの情だけでは解決できない種々の問題を本制度は多く抱えているのである。しかしながら、本改

革を主導しながらも公はできる限りその補助役に徹し、民の怠惰に繋がるような安易な施しは行わず、民自身の手を最大限に活かす形で解決策を講じている点は、本制度の特色として高く評価されよう。

また、履軒の均田政策には、単なる貧民救済にとどまらない、もつと大きな思想が存在する。それは、田地の均一化がもたらす心の均一化である。もし、全ての民に田地を保有させることのみが目的ならば、必ずしも一戸一町という制限にこだわる必要はない。しかし履軒は、奴隷にさえも田地の分配を求めるなど執拗なまでにこの一町にこだわりをみせており、少しの過不足も認めていない。そこには、民の生活水準を均等にすることで、他者を羨んだり己の境遇を嘆いたりするといった心自体を抑止しようという大きな目的があった。履軒の認識によれば、当時、民の間には貧民も富民の真似をして外見を飾るといった悪風が蔓延しており、それは一種の風俗と化していた。仮に均田制が成功して一時的に貧困が解消されたとしても、そこに経済的格差がもたらす「おごり」や「うらやみ」の心が存在すれば、救済された民が再び貧農へと転落する危険性がある。貧困は再生産され、一度実現した理想的世界も、また振り出しに戻るわけである。履軒はこの点を非常に警戒していたようであり、田

地の均一化にことのほか気を配るのは、こうした弊害を防ぐ目的があったものと思われる。すなわち「均田の法」は、民の風俗を正すといった民衆教化策としての一面も有しており、これによって履軒は、本政策で実現される「たのしき世」の永続を企図したのである。

今回は、『均田茅議』の分析を主として考察を行ったため、履軒の均田制策が如何なるところから考案されたのか。またそこに見える「均」とは如何なる思想的意義をもつのか。こうした点については、十分な検討を行うことができなかった。さらに、履軒には今回検討した資料以外にも、均田制と関連の深い周の井田制を图示した「経界図」などの書が存在しており、これらとの関連については、今後の課題としたいと思う。

注

(1) 入徳門聯は、現在、大阪大学懷徳堂文庫内に保管されており、往時の懷徳堂を偲ぶことができる。

(2) 『続近世叢語』に履軒を評して「妄りに交遊せず、幽人を以てみずから居る」とある。また、履軒はみずから「幽人」と号したが、これは「周易」履卦の「道を履むこと坦坦たり。幽人貞にして吉」(野に隠れた人物が正道を坦々と歩むこと

は吉であるとの意)に基づくもので、やはり表には出ずに隠者的な生活を好む履軒らしい号といえる。なお、履軒の生涯については、小堀一正・山中浩之・加地伸行・井上明大「中井竹山・中井履軒」(明德出版社、一九八〇年)に詳細な記述があるので参照されたい。

(3) 田辺元生「懷徳堂学派の経済思想」〔『経済史研究』第二六巻第四号、一九四一年〕

(4) 宮本又次「町人社会の学芸と懷徳堂」第五章「中井履軒の学風とその経済思想」(文献出版、一九八二年)

(5) 野村真紀「通人」からのユートピア―「華胥国王」・中井履軒の思想―、国家学会雑誌第百七巻・第七・八号、一九九四年)

(6) 中井履軒の私塾水哉館の書籍目録である『天楽楼書籍遺蔵目録』には、履軒の著作として「華胥國物かたり 一冊」や「均田茅議 一冊」が記載されている。前者については大阪大学懷徳堂文庫に履軒の手稿本が伝わるが、後者に関しては『四茅議』(『均田茅議』・『恤刑茅議』、『浚河茅議』、『攘斥茅議』)をまとめて書写した合集本で、「小西蔵書章」の印記あり)が伝わるのみで、履軒の手稿本はすでに散逸している。したがって、『均田茅議』に関しては『四茅議』所収のテキストを底本として用いることにする。

(7) 原文には「とある」とあるが、「とめる」の誤写と思われる。

下文にも、「いたりてとめるもなく」とある。

(8) ただし、収穫高は土地によつて異なるので、実際の収穫にも必ず優劣が生じる。形式的な平等は、必ずしも実質的な平等を保証しないのである。だが履軒は、形式的な均一化に異常なまでのこだわりをみせており、末尾の自注において「一戸一町トハ大畧ニテ云ナリ。其國郡ニヨリテ多少アルヘシ。但多ハ多ニテ均一ナルヘシ。少ハ少ニテ均一ナルヘシ。田ノ上下ヲ視テ差等ヲスルハアシ。是法の壞ル基ナリ」と述べている。

(9) 『均田茅議』では、均田の大勢が確立する期間をおよそ十年と見込んでいた。ここでは二十年ほどで完成を迎えたことになつてはいるが、これは上記の大勢確立から完成までの間にさらに十年ほどの時間を見込んだものと思われる。

(10) 生活水準が同等になることにより、他者を羨んだり己を卑下したりしなくなると履軒はいう。こうした『華胥国物語』の理想世界は、『列子』華胥国説話の「愛憎無し」の世界と結果的には重なるものとなっている。『列子』華胥国説話との関係については、前掲の拙稿を参照されたい。